

新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

都市計画太田地区地区計画を次のように決定する。

名 称	太田地区地区計画	
位 置	新潟市北区太田字松影、同区太田字上黒山の各一部	
面 積	約 9 . 6 ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、新潟県の中心的な工業団地及び物流基地である新潟東港地域の背後に位置し、県道新潟東港線に近接するなど交通の利便性が高く、鉄鋼業、製造業、運送業などの立地する新発田市の佐々木工業団地及び西部工業団地に隣接する地区である。</p> <p>また、開発行為により道路等の都市基盤が整備され、隣接する工業団地と一体となった市街地形成が図られる地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の適正な規制・誘導を行うことにより、利便性の高い工業団地を形成し、かつ保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	工業系の効率的な土地利用を図ることを基本とし、周辺環境に配慮した土地利用の促進を図る。
	地区施設の整備方針	区画道路を適切に配置し整備することにより、地区の利便性の向上を図る。
	建築物等の整備の方針	工業系施設の集積を図り、隣接地と一体となった工業団地の形成及び保全のため、建築物の用途について適切な規制誘導を行う。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路1号 幅員12.0メートル 延長約528メートル
	建築物等に関する事項	<p>別紙「開発予定区域図」に掲げる区域内においては、<u>当該区域を一の区域とする開発行為の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受ける前日までは、建築物を建築してはならない。許可を受けた日 平成23年6月14日</u></p> <p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 工場（自動車修理工場を除く。）</p> <p>(2) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>

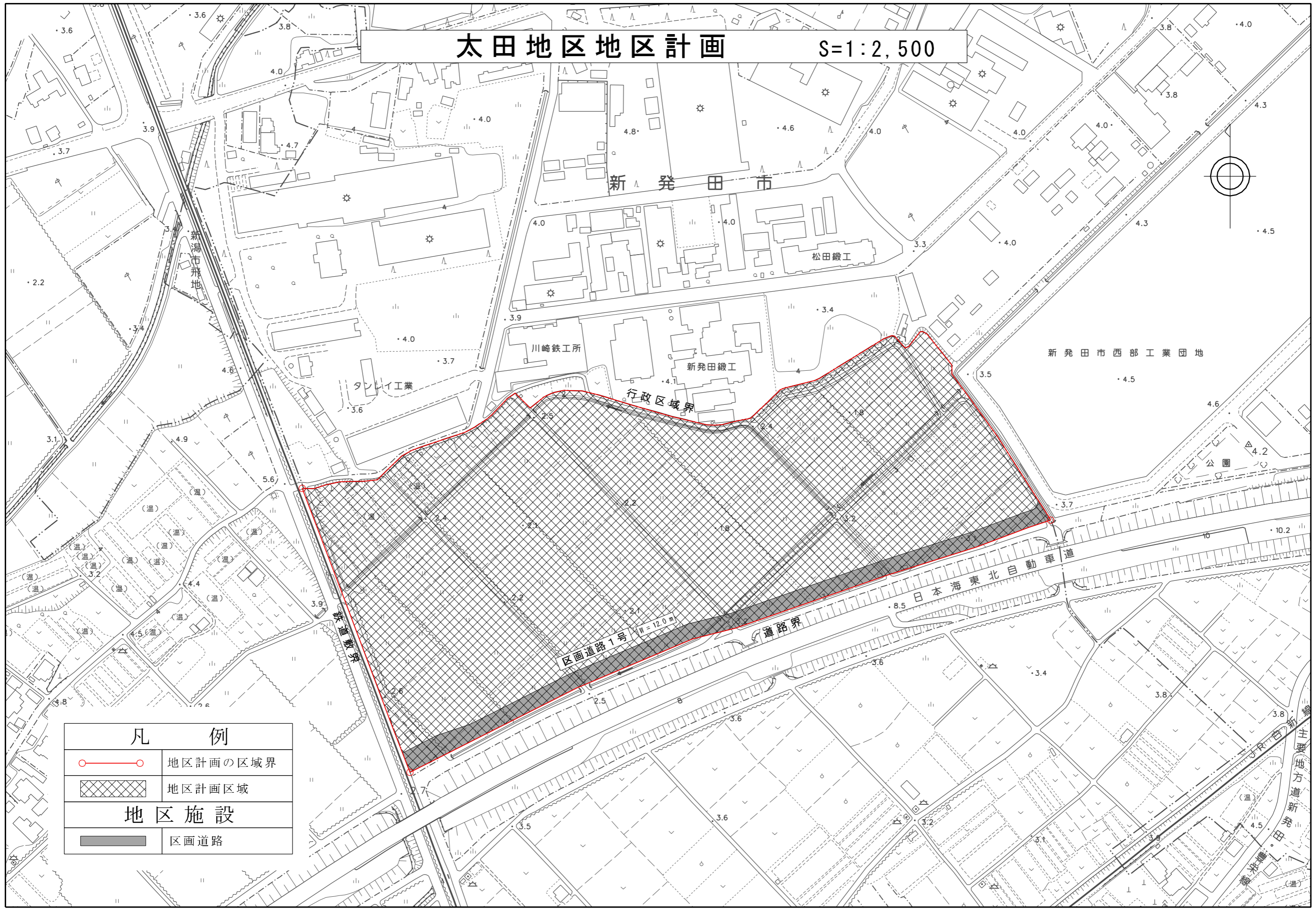
「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

新発田市の佐々木工業団地及び西部工業団地と一体となった利便性の高い工業団地を形成し、かつ保全するため。

# 太田地区地区計画

S=1:2,500



凡 例	
	地区計画の区域界
	地区計画区域
地区施設	
	区画道路

# 太田地区 開発予定区域図



新発田市

